

平成29年度 第3回芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成30年3月28日(水) 14:30~16:15
場 所	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	会 長：井上 尚之 副 会 長：千田 眞喜子 委 員：住友 英子, 武内 達明, 田中 隆, 大永 順一, 樋口 勝紀, 吉田 直久, 北村 佳子, 空田 和具, 藤田 芳子, 山崎 光春, 山城 勝 事 務 局：佐藤副市長, 北川市民生活部部長, 森田環境施設課長, 藪田環境施設担当課長, 大上収集事業課長, 濱田環境施設課管理係長, 東山環境施設課主査 山中環境施設課主査, 井上環境施設課係員
事 務 局	市民生活部 環境施設課
会議の公開	■公開
傍聴者数	11人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 連絡事項
- (3) 議題
  - ・パイプライン施設のあり方について(答申)
  - ・芦屋市一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画)(案)について
- (4) その他
- (5) 閉会

2 資料

- (1) 平成30年度 芦屋市一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画)(案)について

3 審議経過

(井上会長)

それではただいまより、議事に入ります。

1つ目の議題、パイプライン施設のあり方についての答申に入りたいと思います。

前回の審議会で、パイプライン施設のあり方についての諮問がございまして、諮問内容は審議会としておおむね妥当という意見がございました。本日は審議会として答申を行いたいと存じます。答申内容については、事前に委員の皆様にご確認をいただいております。

それでは、答申書を提出したいと思います。

(事務局 濱田)

本来であれば、市長が答申書をお受けするところではございますが、公務の都合によりまして、市長の代理で副市長がお受けいたします。

(答申書受け取り)

(佐藤副市長)

一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまがたの顔を拝見いたしますと、環境行政のみならず、さまざまな分野で、市政運営にご協力、あるいはご助言をいただいておりますことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。副市長の佐藤でございます。

また本日は、今いただきました答申書ですが、井上会長を初めといたしまして、委員の皆さまがたは言うに及ばず、地域や利用者の皆さまがたにもご参画をいただいて、本日に至っている経過そのものを含めまして、市としてはことのほか重大に受けとめる必要があると考えております。

ご案内のとおり、パイプライン施設につきましては、芦屋浜地域で足かけ39年、南芦屋浜地域で、これも足かけ20年に及ぶ歴史がございます。言い方を変えますと、これは既に生活様式の一部になってしまっていることでございますので、非常に価値のある施設として大切に守り育てていただきました。

その一方で、我々、行政執行側から言いますと、今回1つ大きな課題を抱えてしまうことになっております。それは、今後の将来にわたる維持管理経費が増大していくという課題です。こういうことも背景といたしまして、利用者の皆さまがたには非常に難しいお立場の中で、この施設の今後のあり方について非常に熱心にご論議をいただきました。また所管とも協力をいただきましたことを、あわせてお礼申し上げます。

今回答申をいただきました内容につきましては、今後、今申し上げましたようなこれまでの経過を十分に尊重させていただいて、市としての説明責任を果たしてまいりますし、また答申書の中にもありますように、今後の収集方法につきましては、時を置かず、あらゆる角度からの検討と研究、それから話し合いを重ねてまいりたいと思っています。

最後になりましたけども、このたびのこういった内容、経過背景を踏まえた答申が、今後のまだまだ課題を大きく抱えた環境行政、中でも廃棄物の処理に関しまして、新たな展望を開くようなきっかけとなりますように心して取り組んでまいりますので、委員の皆さまがたの今後とものご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

(事務局 濱田)

ここで、副市長は公務の都合により退席させていただきます。

(井上会長)

2つ目の議題、芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 森田)

環境施設課の森田でございます。

本日、お配りしております平成30年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）の案について、この資料に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、表紙の裏が目次になってございます。1ページをごらんいただきますと、基本理念及び基本方針が書いてございます。これは、この審議会でご審議いただいた答申に基づいて昨年度策定いたしました芦屋市一般廃棄物処理基本計画にかかる基本理念、いわゆる基本方針を再掲させていただいているものでございます。2ページ目の計画の位置づけという図がございしますが、これも基本計画から再掲させていただいたものでございます。

この基本計画は10年スパンの計画でございしますが、そこに掲げる取り組むべき方策につきまして、年度、年度の実施すべき内容を実施計画として策定するものでございます。

その背景となる数値、データとして3ページ以降、平成28年度、昨年度の実績値、これに対して平成29年度、まだ終わっておりませんが、データとしては平成29年、昨年12月までの実績値及び本年1月から3月までの推計値で、平成29年度を見込みの数値を出してございます。以下、同様でございます。

3ページには、まずア、ごみ排出量、このうち（ア）実際のごみ排出量の総量を記載してございます。大きく、生活系ごみと事業系ごみに分けて集計してございまして、生活系ごみにつきましては、平成29年度見込みが25,179トンとなっております。平成29年度の目標値といたしましては、25,905トンとしておりますので、この目標値を下回る、目標を達成することになってございます。ただし、事業系ごみにつきましては、目標値が8,995トンに対しまして、9,488トンと見込んでございまして、こちらにつきましては計画を達成することが困難な見込みでございます。

生活系ごみ、事業系ごみ、双方合わせた合計のごみ排出量につきましては、目標値が34,900トンに対しまして、平成29年度見込みは34,666トンで、総量では目標値を達成する見込みでございます。

以上が総量ですが、その下の（イ）1人1日当たりのごみ排出量といたしまして、同じく生活系ごみ、事業系ごみに分けて掲載をしております。生活系ごみにつきましては、目標値の733トンに対しまして、717トン。事業系ごみにつきましては、目標値254.5トンに対しまして、270.2トンで、生活系ごみにつきましては目標を達成する見込みですが、一方で、事業系ごみについては達成できない見込みでございます。

合計のごみ排出量総量でいきますと、目標値987.5トンに対して987.2トンで、辛うじて目標値をクリアする見込みでございます。

4ページ。こちらはごみを処理した量でして、（ア）焼却施設での処理量、燃やすごみと不燃ごみの選別残渣の処理量ですが、そちら記載のとおり、搬入量といたしましては、29年度の目標値28,634トンに対して、28,924トンと若干上回る見込みでございます。

一方、搬出量につきましては目標値5,068トンに対して、4,722トンと、これは目標値を下回る見込みでございます。

（イ）資源化施設の処理量で、これも搬入・搬出で記載させていただいておりますが、搬入・搬出量とも目標値を大分上回る見込みとなっております。

5 ページ、(ウ) リサイクル率です。リサイクル率の算出式につきましては、上の表の下に書いてございます。資源化量を処理量と集団回収量で除したものの割合でございます。まず処理量につきましては29年度目標値を上回る。資源化量につきましては、逆に目標値を下回る。リサイクル率としては、目標値18.0%に対して16.6%で、目標を下回る見込みでございます。

(エ) 最終処分量ですが、目標値5,068トンに対して、4,722トンで、こちらは目標を下回る予定でございます。

6 ページ、ごみ処理のフロー図です。これは例年と変わらないフローになりますけれども、それぞれの量として、29年度見込みの数値をそこに掲載をさせていただいております。

以上のことから、7 ページ、29年度の見込みの数値をどう評価するかになります。基本計画において29年度の目標値を設定している項目、これとの比較でございます。表の①1人1日当たりのごみ排出量、②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、こちらにつきましては目標値を下回るということで、目標達成という評価となっております。

一方、③事業系ごみ排出量、④集団回収量、⑤リサイクル率、こちらはいずれも目標値を下回る、あるいはごみ量については上回ることで目標未達成になっております。⑥最終処分量につきましては目標値をクリアしておりますので、達成という評価にさせていただきます。

それぞれの内容については、表の下の説明文にございます。ここでは未達成となった項目について、その要因についてご説明をさせていただきたいと思っております。まだデータが出そろっておりませんので、詳細の分析は今後に委ねられますが、現時点で考えられる要因といたしまして、まず事業系ごみの排出量が目標値を達成してないどころか、前年を上回っているということでもあります。

今のところ家庭系ごみと事業系ごみ、それぞれについての分析までは至っておりませんが、両方を合わせたごみの総量を、環境処理センターに搬入されるごみの量を28年度と月別で比較をしております。

これによりますと、毎月のごみの搬入量はほぼ前年を下回っておりまして、そのまま行けば前年を下回ることになるのですが、10月と11月だけ、ごみの搬入量が昨年と比べるとふえている実態がございます。

この10月、11月に何があったかですけれども、昨年の10月29日、台風22号が芦屋市を直撃いたしましたして、暴風の被害が大きかった。皆さんご承知かと思っておりますけれども、市内の街路樹や公園の植栽等、根こそぎ倒れるような被害が市内一円で発生をいたしました。そのこともあって、その後のごみが集中的にこの時期に、例年のない量が搬入されたということで、このあたりが非常に影響しているのではないかと考えてございます。

一方、④の集団回収量やリサイクル率、これはリンクしたデータですが、これが目標値を未達成になってございます。

この集団回収やリサイクルについては、重量を基本に算出させていただいているわけですが、こういった資源ごみの重量として非常に大きい割合を占めるのが、新聞、雑誌です。

環境処理センター場内のリサイクルに回す資源ごみの中で7割、地域の皆さんの集団

回収で集めていただく資源ごみについては8割が、新聞、雑誌です。この新聞、雑誌は、皆さん何となく感じておられるでしょうが、最近、発行部数が減っております。

日本新聞協会が経年の新聞の発行部数を公表しておりますが、2017年までの10年間で発行部数が19%減少している事実がございます。さらに直近5年間を見ますと11.8%減っていきまして、加速度的に減少しています。ご家庭から出る古新聞も、それに比例して減っていることが想定されます。

ちなみに雑誌については、日本雑誌協会という同じような協会がありまして、これは雑誌の種別で検索することが可能です。試みに、最近よく読まれているかなと思われる「週刊文春」という雑誌がございますけど、これも直近10年のデータはなかったんですが、9年間で18%減少、5年間では12.5%減少で、新聞よりも厳しい数字が出ているようなことがございます。

今後、このリサイクルに関しましては、資源ごみの重量ごとに数値をはじく限り、なかなか目標を達成することが今後も困難ではないかと。そもそも目標設定が適切だったのかどうか立ち返って考えなければならない問題かなと思っております。

9ページ、以上のようなデータ、それから実際に取り組んだ内容を踏まえまして、平成29年度の実施計画を検証いたしまして、次年度、平成30年度の実施計画を1つの表にまとめたものでございます。

表の一番左に連番を振っていきまして、1から裏面を見ますと27番までで、27項目の方策を基本計画によって定めてございます。方策の方向性としては、新規、拡充、継続の3つのパターンがございまして、方策の1から3が新規の方策、4番から11番が拡充すべき方策、裏面の12番から27番が継続して行う方策になってございます。

次の列ですが、方策欄、これは基本計画にかかげる方策でして、それぞれの方策について、平成29年度は何をするべきかという目標を昨年の今立てて、同じようにご審議いただいたところでございます。

順番にご説明をいたしますけども、まず1番目の方策といたしまして、マイ食器、マイボトルの利用がございまして、29年度に何をすべきかで立てた目標がマイ食器、マイボトルの利用啓発。それから、審議会を含め全庁的な取り組みを進めますと書いてございます。

この全庁的な取り組みは何のことを指しているかという、今日のこの審議会は湯飲みでお茶を出ささせていただいております。ただ近年、こういった会議ではお一人お一人に小さいサイズのペットボトルをご用意させていただいて、場合によっては口飲みが失礼だということで、そこに紙コップをつけたりして、要するに両方ごみになるものです。こういうのはいかがなものかと、ごみの減量のためには昔のように、こういう場面にお茶を沸かして入れるべきじゃないかと、実は市議会でもご指摘をいただいております。

まず率先してこの審議会からさせていただくのはもちろんですが、全庁的に審議会等の会議の場面でも、お茶の出し方について取り組みを進めることで計画を立ててございます。

その右の実施状況、実際29年度どうだったかです。まずマイ食器としましては、おはし、マイはしで、ケース入りの分解・再結合ができるような折り畳み式、こういう形の携帯できるおはしをつくりまして、啓発グッズ、これを2回分作成いたしました。第2回の環境フリーマーケット、11月にやったんですけども、商工会さんと連携して、

環境フリーマーケット，それから環境処理センターで行われておりますリユースフェスタ，これの第3回目で配布をしたしまして，全てはけました。

評価としては△で，○，×，△の△にさせていただいております。なぜ△かと言うと，マイ食器をつくって啓発は実施できたのですが，目標の後段，審議会等を含め全庁的な取り組みを進めるところについては，調査に着手したところで実施に至っておりませんので，一部は実施できたけど，一部は実施できなかった意味での△にさせていただいております。

2番目，「事業系ごみハンドブック」の発行がでございます。事業系ごみの適正処理につきましては，かねてからの課題でございました。「事業系ごみのハンドブック」を新たに作成して，市内の全事業所に配布して，啓発を図ることを目標として掲げておりました。

これにつきましては計画どおり実施をいたしまして，平成29年度内に全事業所に配布をさせていただきましたので，○という評価にさせていただいております。

3番目，新規施策ですが，小型家電及び乾電池回収ボックスの設置がでございます。具体的に数値目標を掲げまして，29年度は小型家電4カ所，乾電池20カ所の回収ボックスを設置する目標を立てました。

ご存じのかたもおられるかと思いますが，小型家電につきましては，東京オリンピックとの関係で「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を，各県とも，国が中心になって全国的に実施をしております。小型家電の回収ボックス，これをメダルプロジェクトにひっかけてやっております。市内の4カ所に設置をいたしました。主に携帯電話を回収させていただくボックスでございます。

これについては実施できたのですが，乾電池の回収ボックスについては設置がまだできておりませんので，△という評価にさせていただいております。

次に4番から11番は拡充方策で，従来からやっているんですけども，力を入れてもっと充実させていきたいと思いますという項目です。

4番目，マイバックのご利用です。リユースフェスタや環境フリーマーケットなどのイベントの機会を活用して，マイバックキャンペーンを実施しますということで，これは計画どおり実施をしておりますので，○という評価にさせていただきました。

5番目，再生資源集団回収活動の推進で，平成29年2月末，約1年前ですが，この時点で174の団体が集団回収に取り組んでいただいております。これを200団体に増やそうということで，具体的には29年度の取り組みとして，登録要件を20世帯集まったら申請していただけますよ，登録していただけますよとしていたのを，10世帯に緩和したのですが，結果としては175団体であまり増えませんでした。

増えるのは増えたんですけど，目標には行ってないということで△。△という評価は甘いのではないかというご指摘もあろうかと思いますが，引き続き周知を行っていくことにしたいと思います。

6番目，「スリム・リサイクル宣言の店」の推進で，さまざまな環境負荷低減の取り組みをしていただけるお店を募って，登録して，そういうお店にはステッカーを貼っていただいて，芦屋市のホームページにはご協力をいただくお店の名前を掲げて，宣伝にもなりますよということで，ご協力をお願いしております。

29年度の目標として，29年2月末時点の82店舗を100店舗に増やす計画を立てたのですが，逆に72店舗に減ってしまいました。

あまりご負担をおかけしたくはないのですが、年に1回取り組み状況を調査させていただき意味で調査票をお送りして、それに記入いただいて、郵便で送り返していただくことをお願いしています。どうもこれが手間だとか、やってもあまりメリットが感じられないことがあるのか、やめたいと言うお店もありまして、逆に減ってしまいましたので、評価としては×です。

どうすればもっとご協力いただけるか、いろんな工夫が必要かなということで、30年度以降も引き続き取り組むことにしております。

7番、排出事業者責任の徹底で、これは事業系ごみの関係になるのですが、先ほどの2番と若干重複いたしますが、事業系ごみハンドブックを配布して、啓発を図る。

これも先ほどと同様、事業系ごみハンドブックの配布ができましたので、評価としては○としてございます。

8番のごみ処理に関する情報の提供で、広報誌やホームページ等において発信を行うということです。具体的には、月別のごみの排出量でありますとか、資源物の売却量等、その他、身近な取り組みの紹介を具体的に目標として掲げてございます。

29年度の結果としては、ホームページで月別ごみ排出量は掲載をさせていただきましたが、実際ごみの減量につながる身近な取り組みの紹介までは至りませんでしたので、一部実施できたけども、一部は実施できなかったことで△の評価とさせていただいております。

9番、家庭ごみハンドブックとごみ収集カレンダーの発行で、これは従来から2年おきなどのサイクルで実施している事業でございます。特に今回、家庭ごみハンドブックにつきましては、できるだけより見やすいものにしようということで、全面改訂をいたしました。結果、新装になった家庭用ごみハンドブックを10月に皆さんのお手元にお届けをしたところでした。ごみ収集カレンダーにつきましては例年どおり3月に発行し、先日市内の全戸に配布を終えたところでした。計画どおり実施をできたことで、○の評価とさせていただいております。

10番、食材や日用品の最後までを使い切りで、最近言われてる食品ロスの削減についての啓発でございます。

これは、新たに改訂いたしました家庭ごみハンドブックにおきましても、あるいは新たに発行しました事業系ごみハンドブックにつきましても、これに関する記事を掲載して、啓発に努めたところでございます。評価としては計画どおり実施したということで、○でございます。

11番、ごみの展開検査の実施で、環境処理センターに搬入されるごみ、これを抜き打ちで中身を検査して、持ち込んではいけないようなものが混じっていないかを確認するものであります。

29年度は、お隣の西宮市が実際これをやっておられますので、そこに見学に行って調査をしたと。課題を拾ってきたということで、着手はしましたが、実際に展開検査を実施するところまで至りませんでした。

ちょっと甘いかもわかりませんが、評価は△とさせていただいておりまして、30年度は実際の指導に向けて取り組んでまいりたいということにしております。

10ページは全て継続で、従来から取り組んでいる方策を引き続き実施することになってございますので、そのとおり全て実施をした。例年やっていることですから、できて

当然ですが、評価は全て〇にさせていただいております。

継続の取り組みですので説明は割愛させていただきますけれども、若干言及するとすれば、啓発関係につきましては、家庭ごみハンドブックを全面改訂いたしまして、より見やすいものにさせていただきました。それと、当然のことながら内容につきましても、現時点での最新の状況に間違いないように合わせていること。それから、事業系ごみハンドブックについては新たに作成、発行したものでございますので、事業者さんに対して啓発を強化したところになります。

以上が、29年度の検証内容と30年度に向けての取り組みでございます。

11ページ以降ですが、ここは基本計画にある収集・運搬計画であるとか、処理計画で、例年と異なる部分はほとんどございません。11ページの下の「イ」の収集体制の中に数値が入っているのは、ここは29年度の見込み値を入れてございますので、これは昨年の実施計画とは時点修正をしたということでございます。

12ページの最後、オのパイプライン施設についての項目がございます。パイプライン施設については本日答申をいただきましたので、市として、これを踏まえて運営方針を決定し、利用者様への説明を行いまして、取り組んでいくことでございます。

以下、13ページ以降につきましては、分別の方法でありますとか、収集の方法で、あるいは施設の概要で、若干29年度の数値を入れた表などございますが、内容といたしましては従来と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(井上会長)

ただいまの森田課長のご説明に対しまして、皆様、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

森田課長、10ページの12番から27番の対応については、今、ご説明はなかったんですけど、特にはございませんか。

(事務局 森田)

こちらは、各方策とも従来実施しているものを引き続き実施していく項目でございますので、例年どおり実施させていただいたということですので、ご説明を割愛させていただきました。

ただ、補足させていただいたとおり、新たに組み込んだ要素として、家庭ごみハンドブックの全面リニューアルとか、事業系ごみハンドブックの新たな発行がございますので、そういうところで啓発をした部分については、言及させていただいたところがございます。

ご不明の点があれば、ご質疑にお答えさせていただく中で、ご説明させていただきたいと思っております。

(井上会長)

皆さまが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。挙手していただきましたら、ご指名させていただきます。

吉田さん。

(吉田委員)

芦屋市の中でイベントってやりますよね。さくら祭りとか、花火大会、あの時のごみはどんなものですか。どのくらい多いとか。

(事務局 森田)

申しわけございません。今、手元に具体的な数値を持ち合わせておりませんが、かなり出ることだけは確かでございます。

(吉田委員)

そうですね。物すごい量じゃないですか。

(事務局 森田)

三大祭りがあります。春のさくら祭り、夏のサマーカーニバル、秋は規模が小さいですが秋祭りがあります。特にさくら祭りとかサマーカーニバルは来られる方の人数も多いということで、大量のごみが出ています。

これは市で収集して、処理センターへ直接搬入する形をとってございますので、あまり市民の皆さまの目に触れることはないかなと思います。主には飲み食いの結果出るようなごみが多ございます。使い捨ての食器が多く含まれていたりしますので、こういうところの減量については今のところは取り組めてないので、計画をまとめていって、何らかの手は打ちたいと思っております。

(吉田委員)

なぜ質問したかという、そういうイベントのごみは、実は市民以外の方が出す物がすごく多いでしょう。それは何とかならんかなと、持ち帰ってもらうとか。

(事務局 森田)

非常に悩ましい問題で、確かに市外から来られる。サマーカーニバルなんか人口より多い来場者が来られますので、要するに市外のかたが出したごみを何で芦屋が処理するのかという話ですが、ごみの処理の責任は発生したところで処理しなければならないという原則がございますので、それは一定やむを得ないかな考えます。

難しいところで、ごみのことだけを考えれば、今おっしゃったような指摘も当たるのですが、一方で観光とか商工振興のためにイベントをやっている側面もございまして、来るなとも言えませんので。来ていただいた上でごみをできるだけ減らしていく工夫がこれから必要ではないかなと考えてございます。

(井上会長)

さくら祭りではお店とかが出るんですか。商工会からもお店が出るのですか。

(北村委員)

お店は商工会だけと違い、芦屋市の商売人さんなどを募集して、40店舗ほど出ます。

(井上会長)

芦屋の観光，産業，お商売の振興にはなっているわけですね。

(北村委員)

商売人だけじゃないです。防犯協会とか納税協会とか，そういうところからも出ますし。だからと言って，あんたよそこから来はったから，自分でごみ持ってかえりなさいとは言えません。

(井上会長)

経済的にプラスになっているということですね。経済的にプラスになっているにもかかわらず，持ちかえれと言うのはなかなか難しいお話でございますね。

(藤田委員)

ほとんどが使い捨ての食器を使っています。でも，それをリユースすると，今度は衛生上の問題にひっかかってくるのでは思います。

(北村委員)

それを洗って使い回すのはできませんね。

(事務局 山中)

環境施設課の山中です。

ごみの減量化という取り組みの中でリユース食器というのがございまして，三大祭りが開催される前の説明会において，出店者の皆さまには，今こういうリユース食器がありますということで説明をさせていただきました。

ただ，なかなか活用まではいたっておりませんが，周知という部分で，説明会でお話をさせていただいたということです。

先ほど衛生面のお話がありましたけど，リユース食器につきましては専門の業者のかたが綺麗な状態のものを持ってきていただいて，汚れたものは持って帰られて，洗浄して，また貸していただくような制度になっております。

(藤田委員)

費用がかかりますよね。

(事務局 山中)

そうですね。金額までは覚えておりませんが，費用はかかります。

(北村委員)

そうすると，お客さんに出したものをまた回収して，リユース食器の業者が洗って，またそれを使うということですか。

(事務局 山中)

そういうことになります。

(北村委員)

大概、手間がかかりますね。レンタルということですね。

(事務局 山中)

市によっては、自分のところで洗浄する車を持っておられて、それで洗うこともあるのですが、車までお持ちのところはあまりないように記憶しております。

(北村委員)

そしたら、何百食、何千食分のを、そこからお借りして、持ってかえってもらって、洗ってもらうということですね。

(事務局 山中)

そうです。

(井上会長)

その費用はどこから出るのですか。

(北村委員)

こちらが持つのです。我々が持つのです。使ったので、そうでしょう。

(事務局 北川)

イベントのときに環境の部署から、こういうレンタル食器がありますので、できれば利用していただけないかという声かけを市がやっているということでございます。実際、それをやると経費の面で莫大なお金がかかるので、なかなか難しい面はありますけれども、できる限り声かけをさせてもらっている段階です。具体的にイベントで利用したというところにはまだ至ってないです。

それと、秋祭りでは少し新しい試みとしまして、会場の一角にごみを分別するコーナーを設けてまして、市民のかたがそのコーナーに行くと、燃えるごみ、燃えないごみ、白色トレイなど、そういった形で分別するような啓発も少し始めている状況でございます。

(井上会長)

9ページの6番に、「スリム・リサイクル宣言の店」の推進と書いてありますね。私も学会で発表したことがあるのですが、こういう運動は埼玉県とか兵庫県など全国的にやっています。その先頭に立ったのは商工会様ですが、現在どのような状況でしょうか。藤田さんが商工会の代表をさせていただいていると思いますけど。

(藤田委員)

古くからその運動を知っているかたが店を閉められる場合、それまでですね。新しく

開業するかたにどこまで浸透できているか。

だから、事業系ごみが増えるのも、新しい店舗に替わっていつているからではないでしょうか。

(井上会長)

芦屋は商工会ですよ。結構、商工会議所のところが多いですよ。商工会議所、あるいは商工会が中心になって「スリム・リサイクル宣言の店」を推進されているところが多いです。私が学会で調べたところは、商工会議所や商工会が中心になっているところが、運動が盛んであることを報告させていただきたいと思います。

ほか、何かございますか。

武内さん、どうぞ。

(武内委員)

12番になるかどうかかわからないですけども、落ち葉の堆肥化も考えておられるのか。仲ノ池であるとか南芦屋浜など公園でやっているところがあるんです。それも焼却ごみを減らすことには貢献していると思うので、その辺をお聞きしたいです。

(事務局 森田)

武内さん、それは10ページの12番ですか。

(武内委員)

10ページの16番ですか。

(事務局 森田)

生ごみの堆肥化容器の活用でしょうか。

(武内委員)

落ち葉だから、それで生ごみかなという気もするのですが。

例えば雨水の貯蔵タンクがあるので、家庭ごみの生ごみのコンポストとか、そんな補助もやっていたのですか。雨水のタンクは、2分の1の補助とか、そんなのがあるようなものを見たことがあるのですが、生ごみのコンポストはないですか。その2つ質問したいです。

(事務局 森田)

生ごみコンポストは以前、補助制度がございましたが、今ございません。雨水につきましては、私、直近の状況を知りませんので、申し訳ございません。そこは今、確実なお答えをいたしかねます。

コンポスト、ここでは段ボールコンポストで、その作り方や使い方をホームページに載せています。ただ、生ごみを堆肥化することは可能ですけど、私もセミナー等に行く中で、これを市民に啓発してどれだけできますか、意味のない啓発はやめるべきですと言われる専門家なんかもおられます。

なるほどホームページの載っている作り方、大変です。生ごみを放り込めば堆肥にな

るような簡単なものではなくて、頻繁にかき回さないといけないし、虫が湧いたらどうのこうのと書いてある。

それに、芦屋では今や一戸建てよりマンションにお住まいのかたのほうが人口で多い状況もございますので、ガーデニングされるかたで、そういう取り組みをされるかたはしていただいたらいいですけど、なかなか一般的に、ごみの減量に繋がるところまでの取り組みになるかどうかは、いささか心もとないところがございます。

(武内委員)

落ち葉については、特には調べていないのですか。

(事務局 森田)

現在、落ち葉について特には啓発をしていません。

(北村委員)

落ち葉というのは、公園の落ち葉ですか。

(武内委員)

はい。

(北村委員)

私のとこの大柁町は、公園緑地課にお願いして処分してもらっています。

(武内委員)

公園緑地課のほうですね。仲ノ池でもそういうのをやっています。

(北村委員)

公園の花の植え替えとか、桜の落ち葉も、これからすごい量になるので、子どもらも総出で掃除をするんです。

(武内委員)

あれも、ごみの減量にはなっていると思うんです。燃やすところを堆肥化するわけですから。

(北村委員)

ビニール袋が20袋ぐらい出ます。それは公園緑地課に連絡して、公園緑地課で処分してもらっているから、環境処理センターへ運ぶと思うんです。

(武内委員)

仲ノ池なんかの場合は、地元のボランティアのかたが木で枠を作ったところに落ち葉を入れて、そして、踏み固めるとか、混ぜるとか、そんなことをやって堆肥化をやっているんです。

(事務局 森田)

この件に関しまして、市として政策的に啓発という形にはなってないですけども、9ページで△評価になっている後段の8、ごみ処理に関する情報の提供がございまして、この中で一部できていないのが、具体的な「ごみの減量化や再資源化に資する身近な取り組みの紹介等」でございまして。

私ども寡聞にして、今の仲ノ池でされているような取り組みを存じ上げませんでしたので、そういう形でごみの減量につながる取り組みをされていることであれば、そういった情報を市民の皆さまに知っていただくような啓発情報を提供するという形の取り組みを、今後進めていけたらいいのかなと考えているところでございます。

(事務局 大上)

今、事務局が申しあげましたとおり、今後の取り組みは、効果あるなしということもありませんけれども、連携して情報提供をしていったらいいと思っております。

武内委員からいただいたことにつきまして、私が以前に所属しておりました環境課で皆さまにお世話になったのですが、そもそも今回皆さまにお諮りしております、ごみ処理基本計画、一般廃棄物処理基本計画に基づく実施計画。その計画の上位といいますか、関連の計画といたしまして、芦屋市でも環境計画を策定しております、当然その中でも廃棄物の処理は1つの大きな柱ではあるんですが、それ以外にもCO<sub>2</sub>削減ですとか、自然との共生ですとか、そういう取り組みをうたっている、もう一つ大きな上位計画がございます。その中では、今、武内委員からもご紹介いただきましたような取り組みも触れているところでございます。

具体的には、所管する公園緑地課と環境課とがうまく連携し、その場を貸してねということと、そして地域の環境ボランティアのかたとの連携によって、うまく利用している。できた堆肥は、何かのイベントでお土産にお配りいただいたりとか、いいモデルとしてはきちっと存在するものですので、それが、お世話をいただくかたも含めて、いろんなところへ広がっていくかどうかを、また発信していけたらと思います。

(井上会長)

樋口さん。

(樋口委員)

12ページのさわやか収集ですが、以前もお聞きしたかもしれないですけど、申込先であったり、どんなふうに困られているかたを把握しているのかをお聞きしたいんです。

(事務局 大上)

同じく、収集事業課の大上と申します。

芦屋市の場合はご存じのように、パイプライン地域のかたは別にいたしまして、ごみステーション方式で地域の皆さまにご理解、ご協力をいただいて、ごみのないまちの実現に向けてご尽力いただいております。

その中でも、高齢化社会で、ステーションまでごみを出すことが困難だという例も、今後も増えていくと見込まれます。さわやか収集は、現在の収集体制の中から、その体

制以外の部分で特別に行かせていただいているような制度です。

把握につきましては、福祉施策との連携も図りつつ、実際には、ごみ出しが困難な単身世帯のかたは、介護認定ですとか、ヘルパーさんとかケアマネさんがついているような状況が多いです。

そのケアマネージャーさん、つまり福祉分野の専門の見立てををするところ、そういうかた、そういう機関、センター、そういうところからのご相談をもとに、私どもも一軒一軒、直接、面談に行かせていただいて、福祉の専門家のご意見も伺いながら、ご利用いただけるかどうかという可否を決定する流れになってございます。

(井上会長)

樋口さん、いかがですか。

(樋口委員)

ずっと行政の方々とお話ししていると縦も横も、縦割りというか、横が全然見えてないとか、そういうこともよく言われるようになって、ちょっと失礼な質問して申しわけないですけども。例えば要支援者のこととかございます。それは民生委員のかたが調べられて、各町に、例えば西山町やったら何人かおられて、というところとイコールじゃないんですね。全く違うところから調べられたデータをもとに、収集に行っているということですか。

(事務局 大上)

すみません、説明の不足があったかと思います。

こちらから何かを把握してということではなくて、実際に今までごみ出ししてたけど、出せなくなったんですとかたについておられるヘルパーさんとかケアマネージャーさんを通じて、個々に利用申請いただくという形で、こちらへご相談が上がってくる流れでございます。

(井上会長)

ほかの人は、どうですか。

(北村委員)

それは、民生委員さんからの連絡でもいいわけですね。

(事務局 大上)

実際には、お困りのかた、利用者のかたからの申請になりまして、結果的には状況の把握ですとかご判断を担う、ケアマネージャーさんとかヘルパーさんを通しての申請になっております。つまり、民生委員さんが、あの人のところに行ってあげてくださいとか、そういう制度ではないですね。

(北村委員)

わかりました。

(田中委員)

実際に、今芦屋市内で何人ぐらいおられるんですか。

(事務局 大上)

実際に今、申請をいただいて、毎週1回、ご自宅に伺っているのが大体220件から230件でございます。

条件としては、要介護2以上のご近隣、ご家族等にご協力いただけない単身世帯等という基準はあるんですが、実際には要支援レベルのかたもいらっしゃいます。それは、一部ご理解いただきたいところではあるんですが、要介護2、要支援1のかただから利用できる、利用できないということではなくて、そのかたの住んでいらっしゃる地域、坂がある、ステーションまでの距離、階段がある、そういうことを一つ一つ面接等で、実態調査をいたしまして、判断させていただいています。

(井上会長)

ほか、何かございますか。まだ発言されてないかたおられましたら。

田中委員。

(田中委員)

事業系ごみと家庭ごみと分かれていますね。事業系ごみはどうなっているんですか、といいますのは、店を開く場合は本人から市へ申請するんですか。それとも、例えば飲食店なら、保健所に届けたときに保健所からごみは分別しなさいという指導があるんですか。どうも、見ていると事業系ごみが家庭ごみとして出ているんです。お金が要りませんから。

(事務局 森田)

ご指摘のような実態がございますので、近年、この事業系ごみの処理の適正化で、さまざまな取り組みを進めているところでございます。この表で、事業系ごみのハンドブックを新たに作成して、市内の全事業所に直接お配りをしたところです。

委員の最初のご質問で、市に対して届け出をしないといかんのかということですが、そういうのはございません。制度的に申しますと、廃棄物処理法の中で、事業者は事業活動で生じたものは、自らの責任で処理しなければならないと規定されている。これのみでございます。

逆に言うと、行政が税金を使って収集するのは、全ての人が日常生活の中で必ずごみは出ますから、生活上の発生したごみは公が責任を持って処理するということですけども、その他の、事業活動、これは営利・非営利は問いませんが、発生したごみは自ら処分していただく。自ら処分していただくというのは、直接環境処理センターに持ってきていただいても結構ですし、廃棄物の運搬許可業者と契約して、収集していただいても、どちらでも結構です。

ただ、事業を始めるに当たって、ごみの関係で市に届け出がいるのかという点につきましては、そのような仕組みにはなってございません。

(田中委員)

事業者の良心に任せているのですね。先ほど、事業者に対してハンドブックを配布したというんですけど、これは全戸当たって、歩いて、事業をしていそうなところへ配ったんですか。それとも届け出ていているとこだけですか。

(事務局 森田)

具体的に申し上げますと、NTTの電話帳に載っているところを一軒一軒配っていきます。

今回ハンドブックを初めて作りましたが、それ以前には、市内の事業所に調査に行っています。臨戸の調査を何度かやっております。そこで、あなたのごみはどう処分されていますか、許可業者に頼んで収集してもらっていますか、直接持ち込んでいますか、あるいは家庭ごみステーションに出されていますか、そういうものの調査をしてございます。そういったところからも、明らかに不適切な処理をされているところには、個別にご指導させていただきますし、通報もございませぬ。なかなか100%できるのかという、切りのない話ですが、いろんな方法があるんです。

まず順番的に、例えばハンドブックをつくらせて配るのは、一般的に投網をかけるような方法ですが、それだけで完全にはなりませんので、これらを発見次第、モグラたたきみたいな話ですけど、そういう取り組みと両方で攻めていかないと、なかなか適正処理には結びつかないと思っております。

(井上会長)

小規模のお店などは、なかなか難しいところがあるんです。

(北村委員)

何か月前に役所から、お宅はごみをどうしていますかと尋ねてこられました。うちは40何年前から、ずっと業者さんに処理してもらっています。業者の名前も言いました。

だけど、近隣のお店で家庭ごみステーションを利用しているところもあります。そういうところへは役所から言うていただくことは無理でしょうか。

(事務局 森田)

限られた人数でやっておりますので、全ての事象に即対応できるかどうかわかりませんが、実際、ご相談いただいた場合には、ごみステーションに看板を掲示するなどの対応はこれまでもさせていただいておりますので、目に余るような状況がございましたら、ご一報いただければ対応を検討したいと思います。

(井上会長)

通報はあるんですか。

(事務局 森田)

最近、事業系ごみの適正処理について、一般のかたの認知度も高まっているようで

ありまして、あそこが出しているけど、あれはいかんのではないのかという通報はたまにいただきます。

(井上会長)

事業者様で出している場合は、通報していただければ対処していただけるということ  
でよろしゅうございますね。

(事務局 森田)

そのとおりでございます。

(井上会長)

どうぞ、住友委員。

(住友委員)

5番の再生資源集団回収活動の推進ですけども、それに絡めて紙資源の雑誌、チラシ  
などの雑紙について、ごみの減量化として市は推進していると思うんです。

私のマンションは再生資源集団回収を行っていて、雑誌、チラシ等は第2水曜日の収  
集になっているんです。

市は第2水曜日に収集されているんですか。

(事務局 大上)

どちらの町ですか。

(住友委員)

南宮町です。

(事務局 大上)

紙資源は市内一円、毎週水曜日の午前中を使って種類ごとに行っておりますので、お  
っしゃるように第2週水曜日が雑誌、チラシの日です。

(住友委員)

それで、マンションで資源ごみの集団回収をしているところは、市から報奨金もいた  
だいているということで、収集に伺えないとお聞きしたんです。そういうようになって  
いますよね。

(事務局 大上)

こちらで絶対収集しませんということではありません。再生資源集団回収は、皆さん  
のご協力で集められた再生資源を業者さんに買い取ってもらって、子供会さんなり、マ  
ンションさんなりの活動経費になることもあって浸透していつている事業だと思っ  
ます。

例えば個別に、あるマンションの一室のかたから、そのときに出せなかったとか、協

力の気持ちがどうのこうので、自分だけ行政回収の日に出すからというご相談に至ることがあるんです。

実際には、絶対出すからと言われたら取ります。取りますが、通常はそのマンションで、紙資源については集団回収制度を使っているよと事前に管理人様等から伺えましたら、通常は行政回収分は出てないのに、毎回そこを見に行くことはさせていただいてない実情もございます。

(住友委員)

ただ、理事会のほうで、トイレットペーパーの芯とかラップ類とかティッシュの箱とかお菓子の箱とか、そういうのは集団回収の品目に入っていないので、こういうのが行政回収の燃えるごみに捨てないと仕方ない状況になっているんですよ、きっと皆さん。

(事務局 大上)

そこは、市のお願ひしている分別上で、雑紙として分けていただけるようであれば、雑誌、チラシという紙資源の日に収集させていただけるものでございますので、個別にマンション様としてご相談いただけましたら、その曜日だけ、マンションにも寄るといった対応は可能です。

(住友委員)

そうですか、わかりました。

(事務局 大上)

実態上は、管理組合さんにすれば、居住者の皆さまに、再生資源集団回収に出してよとお勧めなさると思います。ただ、再生資源の回収業者さんとの品目ごとの契約になると思いますので、対象外の方は市の行政回収をご利用いただいたら結構です。

(住友委員)

集団回収の業者さんは、ラップとかそういうのも雑紙として持って帰ってくださらないのでしょうか。

(事務局 森田)

その点につきましては、業者さんによると思います。取っていただいている業者さんもあります。

(住友委員)

それは、市は提携しているんですよね。

(事務局 森田)

あくまでその団体、各自治会とか管理組合さんと業者さんの個別の契約になりますので、その契約内容までは市は関与していません。

(住友委員)

わかりました。

(井上会長)

ほか、いかがでございますか。

(千田副会長)

事業系ごみの話ばかりで申しわけないですけども、事業系ごみの業者さんによっては、芦屋市の分別方法と、業者さんによってさまざまという話はよく聞くのですが、芦屋市にいられている事業系ごみを集める会社も、やっぱり会社ごとに分別方法は違うものですか。

(藤田委員)

違いますね。ごみごとに日にちを指定した紙を出してくださっています。

(千田副会長)

市内の事業者さんは、生活が芦屋市で、事業所も芦屋市の場合、自宅とお店で分別が違うということですね。

(藤田委員)

はい、そうです。

(井上会長)

せっかくですので、まだ発言されてない方、山城さん、何かございますか。

(山城委員)

私は市の都市計画の分野で仕事をしています。

特にパイプラインの今後の方針が、答申で出たということで、今後のまちづくりに関しても影響があり、先がいろいろと見通せるなというようなことを、今日は感じました。

(井上会長)

そうですか。

山崎さん、どうぞ。

(山崎委員)

コープ浜芦屋から参りました山崎です。よろしく申し上げます。

先ほどから出ていますように、事業系のごみが多いということで、事業者代表として来ている者としては非常に肩身が狭いです。本年度から、コープとしてもフードロス、食べ物の廃棄に対してもっと問題意識を持とう、本腰を入れてやらないといけないと思っております。

その中で、お店としても捨てないですけども、買っていただいたものも捨てないでい

いようなことを、どうやってお伝えしたらいいんだろう、どういった形でアプローチしようかなと悩んでいるところです。

そういった中、きょうの会議に参加させていただいき、芦屋市さんと一緒になって、例えばコープ、少なくとも浜芦屋店、私が店長をやっている限りは全面的に協力させていただきたいと思うので、買うときに捨てることを考えるというようなアクションは起こせないかなと思っていますので、ぜひ何かありましたらご協力させていただきたいと思っています。

お店としても、よくいう賞味期限と消費期限の違いを知ってらっしゃるかたはいいですけど、あまりご存じないかたは、賞味期限が過ぎただけで食べ物を捨ててしまう。賞味期限は、あくまでおいしくいただける期限で、それからでもかなりの期間は食べることができるんですけど、それでも何か気持ち悪いから捨てますとよく聞くんです。そういったかたにも僕たちはお話しすることはあるんですけど、全員のかたにお話しすることはできないので、そういったことも含めて、啓発を市と一緒にやってやれば、少しお役に立てるんじゃないかなと思っています。

(井上会長)

まだ発言されてないかた、おられますか。

武内さん。

(武内委員)

今、山崎さんが言っていたことで、私の家でも子供が家に来たときに、賞味期限が1日でも過ぎていたら食べないんです。僕なんか1カ月たっても、まだ十分いけるということで、今、いいことを聞いたなと思うんです。物によって違うんですね、消費期限といいますか。

(山崎委員)

そうです。賞味期限と消費期限があるんですけど、消費期限は比較的管理が短い商品についています。メーカーとしても、細菌検査ですとか、いろんな状況下で食品を置いている上で、消費期限が過ぎると食べてほしくないよねという状況のものにはつけるんです。ただ、それも結構余裕を持って決めているんです。だからと言って、消費期限が過ぎたものをどうぞ食べてくださいと、僕たちも店として売っている以上言えないですし、コープとしても、消費期限に対して、さらに管理日数というものを定め、早目に捨てる仕組みがあるんです。

ですから消費期限が切れる、前日、もしくは前々日にはコープとしては売ってはだめというルールがあって。そうすると、結局食べられるのに捨ててしまうことがあるんです。その辺も見直さないといけないんですけど、やはり安心、安全という面で、その期限をどう改訂していくのか。

本当に、残ってしまったものをフードドライブとか、あとは子ども食堂って今ありますけど、恵まれない子どもさんたちを集めて、ボランティアでご飯を作っていただく団体が日本で広がっているんですけど、そういうところに提供できないだろうかとかそういうことも考えています。

せっかく食べ物として生まれてきたものを捨てるのが、すごく僕たちも心苦しいですし、ごみを増やさないことも含めて、何とか胃の中に入れてもらえないかと考えているんです。しかし、なかなか店として、さっき言った安全をうたう面と、その辺の矛盾と板挟みで揺れ動いている状況です。

正直、ハンドブックを家で見ながら、消費期限どうやろうとか考えるよりは、買うときに捨てる時のこと、食べきることを考えていただいたほうがいいのかと思います。

コープはよく、もっと小分けにしてくれないかとか、逆に多すぎるから半分捨てちゃうのよというご意見をいただくと、大きな豆腐も半分サイズにして、2パックにして1つにひっつけるという商品改定を行ってきていますので、そういったことがもっともつと出てくるかとは思っています。

(井上会長)

今年の私のゼミの卒業生で、フードバンクについて調べた学生がおりました。コープさんはフードバンクと提携しているんですか。

(山崎委員)

今、その動きをしようとしています。

(吉田委員)

フードバンクとは何ですか。

(井上会長)

フードバンクは、今おっしゃった恵まれない児童施設とか老人の施設に渡すわけですが、渡す仲介役をするのがフードバンクです。

(吉田委員)

そういうことをされるんですか。

(井上会長)

食べ物バンク、そこに一旦預けて、そこから施設に渡すシステムが出来つつあるんです。フランスは出来ています。今、それをやりつつあるとおっしゃっているわけです。

(山崎委員)

なかなか、いろいろ問題はあるみたいですが、やはり行政と一緒に盛り上げていけば、かなり違うのかなと思います。

(井上会長)。

どうぞ、課長。

(事務局 森田)

山崎委員から食べ物の廃棄の話がありましたが、コープさんを初め大手の小売店さん

は捨てるのではなく、食品リサイクル法という法律がございますので、それは単に燃やしてしまうとか、埋めてしまうとかじゃなくて、リサイクルして動物の飼料だったり、それこそ堆肥であるとか、そういう資源化するような取組みをされていますので、単に廃棄されているわけじゃないということは、皆さんにご理解いただきたいと思います。

先ほどパイプラインの話も出ましたが、答申をいただいたときに、委員の皆さんは既に中身ご覧いただいているんですが、傍聴のかたから答申の中身がわからないというお声がありましたので、私から、いただいた答申書の内容を朗読させていただいてもよろしいでしょうか。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 森田)

それでは、答申書の内容を朗読させていただきます。

パイプライン施設のあり方について、答申。平成30年2月14日付、芦市施、第1282号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

諮問内容は、芦屋市とパイプライン施設の利用者で構成される「ゴミ収集パイプライン利用者の会」との協議内容も十分に考慮しており、概ね妥当であると認める。

なお、パイプライン施設に替わる収集方法については、パイプライン施設利用者の理解を得られるよう努め、検討を進められたい。以上。

(井上会長)

前回お配りしました「パイプライン施設のあり方について」という資料がございました。それと、今読んでいただきました答申書ですね。パイプライン施設の利用者の理解を得られるよう努め、検討を進められたいということでございます。だから、前回審議した内容がそのまま生かされているということでございます。

続きまして、その他、事務局から説明ございますか。

(事務局 森田)

本日予定していた議題は以上でございます。

(井上会長)

そういたしますと、進行を事務局さんをお願いします。

(事務局 濱田)

以上で、本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。